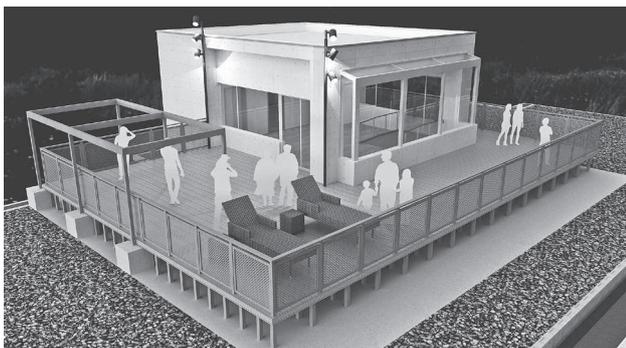




サンモリユ下條 だより

リニューアルオープン

約半年間の改修工事を終え、7月8日から営業を再開します。新しくなったサンモリユ下條に、ぜひご宿泊ください。



▲屋上デッキ完成イメージ

寝そべった状態で星空を眺められるリクライニングチェアや星空観察・撮影ブースを新たに設置します。

イベント情報

魚つかみ取り大会

時 8月の月・水・金曜日 7時

内 駐車場付近の小川で川魚のつかみ取りが楽しめます。

親子花火大会

時 8月6日・13日・20日・27日の土曜日 20時

内 子ども向けの花火大会です。

サンモリユの屋上で流星群を見よう！

時 8月12日(金) 21時

内 ペルセウス座流星群の極大日に、屋上デッキで星座や星空の説明会を行います。

シルバープラン(通常価格より500円引)

時 9月1日(休)～30日(金)

¥ 3,000円(休前日3,500円)

※飲食代・入湯税別

対 市内在住、在勤または在学の人で、期間中に宿泊する65歳以上の人

予約は利用日の
3カ月前の1日から

予約・問合せ お客様センター
☎0120-933-365(9時～17時・通話料無料)

サンモリユ下條

検索

知っ得!

ねんきん豆知識

問 国保年金課 (☎62-1011)
刈谷年金事務所 (☎21-2110)

障害基礎年金

病気やけがによって生活や仕事などが制限されるようになった場合に、現役世代の人も含めて受け取ることができる年金です。

対 次の3つの条件全てを満たす人

▶国民年金に加入している間に初診日(障害の原因となった病気やけがについて、初めて医師の診療を受けた日)があること

※年金に加入していない期間(20歳前、60歳以上65歳未満)で、日本国内に住んでいる間に初診日があるときも含まれます。

▶一定の障害の状態(国民年金の障害等級の1・2級)にあること

▶初診日の前日に、次のいずれかの要件(保険料納付要件)を満たしていること

・初診日のある月の前々月までの公的年金の加入期間の3分の2以上の期間で、保険料が納付または免除されていること

・初診日に65歳未満であり、初診日のある月の前々月までの1年間に保険料の未納がないこと

※20歳前に初診日がある場合、納付要件は不要ですが、所得の制限があります。

特別障害給付金

国民年金への加入が任意だったため加入しなかった期間に、障害を負ったときのために特別障害給付金制度があります。

対 ▶昭和61年3月以前に国民年金の任意加入対象で、厚生年金などに加入していた人の配偶者

▶平成3年3月以前に国民年金の任意加入対象であった学生

